

ICOトークンの発行・保有等の 会計処理に関する論点を整理

—ASBJ、実務対応専門委

去る2019年12月24日、企業会計基準委員会は、第126回実務対応専門委員会を開催した。

第37回基準諮問会議(2019年12月10日号(No.1564)情報ダイジェスト参照)で提言が行われた「金融商品取引法上の『電子記録移転権利』又は資金決済法上の『暗号資産』に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」の対応について検討が行われた。

基準諮問会議から受けた提言の内容の理解を深めるとともに、事務局より、当該テーマの会計処理を今後検討していくにあたっての論点について説明が行われた。

会計上の論点の概要

会計上の論点は、主に「金商法上の電子記録移転権利の発行及び保有の会計処理」、「資金決済法上の暗号資産に関する発行及び保有の会計処理」に大別される。主な論点として次のようなものが挙げられた。

【金商法上の電子記録移転権利】

発行に係る会計処理

・電子記録移転権利の発行により受領した対価として、決済法上の暗号資産を受領することも想定されているため、当該暗号資産をどのように認識、想定するかについて論点になると考えられる。

保有に係る会計処理

・電子記録移転権利の保有に係る会計処理について、金商法2条2項各号に掲げる保有に係る会計処理を参照することが考えられる。

【資金決済法上の暗号資産】

発行に係る会計処理

・暗号資産を1つの単位として会計処理を行うのか、暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行うのか論点になると考えられる。

保有に係る会計処理

・決済法上の暗号資産の発行についてどのように会計処理したかについて財務諸表の利用者が理解できるように、発行時及びその後の会計期間において十分な開示がなされる必要があると考えられ、当該開示内容も論点になる。

専門委員会からの意見

専門委員会からは暗号資産の発行や保有に関して、さまざまな状況を想定した法律上の扱いを尋ねる声や具体的な開示例を示すよう求める意見があった。事務局からは「これまでと異なり、目の前にある会計処理をもとに作るわけではなく、制度

会計

金利指標改革に関する公開草案を3月までに公表へ

—ASBJ、金融商品専門委

去る2019年12月25日、企業会計基準委員会は第150回

金融商品専門委員会を開催し、前回(2020年1月1日号(No.1566)情報ダイジェスト参照)に引き続き、金利指標改革に対応する会計基準の開発に関する検討を行った。

主な検討事項は次のとおり。

ができあがる前に先回りして会計処理を考えなければいけない。そのため、現段階では典型的に想定されるものを考えて作っていくことしかできない面がある」との回答もあった。

なお、当該テーマが実務対応報告38号作成時にも論点となっていたことを踏まえ、専門委員より「今回の検討結果として実務対応報告38号につけ加える形となるのか、新たに実務対応報告を公表するのかどちらになるか」との質問がなされた。事務局からは「検討の結果次第であり、まだわからないが、今回のテーマは実務対応報告38号とは別テーマである」との回答があった。

基準開発のスケジュール

事務局より、2020年2月ないし3月までの公開草案公表を目標とする旨の提案があり、専門委員から同意を得た。

実務対応報告の文案検討

事務局より、これまでの議論を踏まえた実務対応報告文案の修正版が提示された。専門委員

から反対意見は出されず、おおむね同意を得た。

主な内容は次のとおり。

(1) 適用範囲

これまでの議論を踏まえ、契約条件の変更等がまだ発生していないものも範囲に含まれるとわかるよう、「金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している金融商品のうち、金利指標改革に関連のある契約条件の変更のみが行われる金融商品または当該契約条件の変更と同様の効果となる契約の切替に関する金融商品を適用範囲とする」との記載に変更された。

(2) 用語の定義

これまでの文案では、金利指標置換時についての明確な定義がなかったため、「金利指標改革に起因して公表が停止される金利指標について、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点」との定義が明記された。

今後、ヘッジ会計以外も対象とすることになった場合は、この定義を見直すと考えられる。

(3) ヘッジの有効性の評価

現行の日本公認会計士協会

計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」では、80〜125%の値は有効性判断の1基準として記載されているため、文案から「80〜125%」の数値を削除し、結論の背景に記載することとした。

(4) 包括ヘッジ
文案では、すべてのヘッジ対象で後継の金利指標を基礎とした計算が開始される前の時点においては、個々の資産または負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても包括ヘッジを継続する旨が記載された。

(5) 金利指標置換時の会計処理
金利指標置換時において、ヘッジ会計の適用を継続してきたヘッジ関係については、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)31項(1)等に基づいて当初のヘッジ会計開始時に正式な文書のなかで記載したヘッジ取引日(開始日)、識別したヘッジ対象および選択したヘッジ手段等を変更したとしても、ヘッジ会計を中止しない旨が記載された。

(6) 金利スワップの特例処理

金利スワップの特例処理において、ヘッジ対象またはヘッジ手段が金利指標改革により公表が停止される金利指標を参照している場合に、金利指標置換時においては、後継の金利指標に基づいて、金融商品会計基準等の定めに従い、金利スワップの特例処理の要件を満たすかどうかの判断を行う旨が文案に盛り込まれた。

なお、文案では、金利スワップの特例処理の適用要件を満たさない場合であっても、通常のヘッジ会計の適用要件を満たせば、当該時点から新たに原則的な会計の方法によりヘッジ会計の適用が可能であるとされた。

*

文案全体に関して、専門委員から「『企業にとつて不可避的に生じる現象に対して救済措置を行う』といった基本的な考え方を本文の初めに明記してはどうか」との意見があがった。これに対し、事務局からは「その内容については、結論の背景への記載を予定している」旨の回答がなされた。

そのほか、専門委員からは、「金利指標置換後のマーケット動向がまだみえないので、今後

投資のハナシ
裏表

ビズモンファンド

三田 哉

ソフトバンクG(以下、「SBG」という)株主が孫会長兼社長に不満を持っているらしい。「ビジョンプランド」(以下、「VF」という)2号への投資資金として、VF関係者にSBGが最大200億ドルを融資する」という取り決めが問題のようだ。

この取り決めはVFの報酬構造と関係している。VFの社員は、SBGからの融資でVFに投資できるという特典があるらしい。元手なしで得たキャピタルゲインがボーナスになるということなのだろう。

もし、投資損失となった場合は借入者(社員)に融資額の二部のみ返済義務が残るらしい(マイナスになり得るボーナスだ)。返済されない残りの部分はSBGの貸倒れと処理されるのだろうか? このしくみをSBGの株主であるキャピタルグループ、タイガー・グローバル・マネージメント、サウスイースタン・アセット・マネジメントが批判しているようだ。

私はむしろ、VF2号ファンドの投資資金を集めるために、200億ドルを個人経由で実質的にSBGが出そうとしていることが気になる。7月にVF2号の

投資資金として、SBGは、自己資金380億ドルに加えて「外部投資家と700億ドルの覚書締結を行った」と発表していたのだが、11月の初回募集では、20億ドルしか集まらなかったという。なぜか? 投資先企業の低評価に加えて、次のようなVFの実態に注目が集まるようになったからか。

1点目、新たにわかったことではないが、2年で1,000億ドル、つまり、毎週10億ドルの投資を実行していたという投資スピード。これに対してVFの広報

は「徹底的なデューデリジェンスの結果、3%にしか投資していない」と主張している。これは、2年間で3.3兆ドルの投資案件が持ち込まれたことになる。革新的テクノロジー企業群からの資金需要がそれほど大量に存在するものなのだろうか?

2点目、VFのトップであるミズ氏は、ウォール街(投資銀行)出身で、ベンチャーキャピタルではなく資金調達のプロである。そして、彼がVFで採用した多くの人間もウォール街出身者だ。投資銀行出身者にベンチャー投資は無理だとはいわれないが...

3点目、孫氏の後継者と目されてきたニケシユ・アローラ氏がCNBCのイベントで「適切な者が扱う資金は成果を生むが、ペットの散歩や、ホテルの客室レンタルサイトなどに手当たり次第に投じた資金は成果を生まない」と語った。事実、VFは犬の散歩アプリWagに3億ドル(12月10日にWagから撤退という報道がされた)、ホテル予約サイトOYOに3.5億ドル投資したことがわかつている。

さて、VF2号の資金は集まるだろうか? 孫氏の説得力にかかっている。孫氏のSBG決算発表における自虐的説明「真つ赤つかの大赤字」はなかなかよかったと思う。だから、田代まさし氏が披露していた...ここから先は、個人的には今年一番の出来だと思っていたのだが、編集部から「書き直せ」と指示されました。書き直すことはまったく構わないのだが、書き直すならなければならない理由が「雑誌のトーンを考えると掲載がためらわれる」ということらしい。「トーン」って何だろう? なんだかよくわからないのだが、今後は、この雑誌の「トーン」というものを尊重して書かなければいけないぞっだ。

も慎重な議論が必要である」旨の意見が提示された。

次回以降、包括ヘッジの取扱う予定である。

国際会計

全般的な表示・開示に関する公開草案、公表——IASB

去る2019年12月17日、国際会計基準審議会（IASB）

は、企業間の比較を容易にする

ような利益に関する小計と、IFRS

に基づかない経営者業績指標の透明性を高めるための公

開草案「全般的な表示及び開示」

（以下、「本公開草案」という）

を公表した。

今回の公開草案では、特に業績に関する財務諸表をコミュニケーション

ケーション手段とする際の改善が提案されている。

投資家からの要望に応えるため、公開草案の提案では、損益

計算書について比較可能性を高め、また、IFRS

に基づかない経営者により定義された業績測定

の報告について、より規律と透明性のあるアプローチが求められている。

IASBはこれらの提案を、基本財務諸表プロジェクトの1

つとして開発し、財務報告におけるコミュニケーションの改善

場

場合には、それがIFRSに基

づく

いた

収益

や費用

によって

構成

される

ものでない

場合には、財

務諸表の本体

いや、企業に選択を認めるか否か等についてさらなる検討を行う予定である。

本公開草案の内容

本公開草案は、次の3つの主要トピックから構成される。

(1) 損益計算書における新たな小計

本公開草案では、営業利益を含む3つの新たな利益に関する小計が提案されている。営業利益は現在においても損益計算書

に表示されていることが多いが、IFRS

によって定義されているわけではない。

これにより、営業利益による企業間比較が困難なことがあったため、新たに営業利益の小計

を定義されることで、情報の質が高まり、投資家による企業間の比較が容易になる。

(2) 会計基準に基づかない業績測定値の透明性

経営者による業績指標

(Management Performance Measure: MPM)

を開示する場合

には、それがIFRSに基

づく

いた

収益

や費用

によって

構成

される

ものでない

場合には、財

務諸表の本体

として注記とし

て開示することが求められる。

その際には、なぜその業績指標

が有用な情報であるかを説明し、どのよう

にそれが計算され、IFRS

に基づいた業績指標にどのような調整

されるかを開示することが求められる。

報が、不十分な名称や説明により他の数値とまとめられてしまっていることがあると考えている。

これに対処するために情報の分解開示

に関して有用な新たなガイダンス

の提供が提案されている。

(3) 情報の分解表示の改善

投資家は自らが必要とする情報を

求めることができる。

公開草案に対するコメント

は、2020年6月30日まで受け付けている。

国際会計

法人税の会計処理の簡素化ASU、公表——FASB

去る2019年12月18日、FASB

は会計基準アップデート

(ASU) 2019-12「法人

税(トピック740)——法人税の

会計処理の簡素化」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUは、法人税の会計処理の簡素化のために、次の例外

事項を削除している。

・継続事業は損失であるが、非

継続事業などのその他の項目が利益の場合の期間

内配分 (Intraperiod tax allocation) の例外 (原則は、

継続事業からの税引前損益の

税効果は、継続事業に含まれない項目を考慮しない)

・海外子会社が持分法適用会社

になった場合に、税効果を認識して

いなかった一時差異について、未分配利益を送金す

ることが明らかになった時に繰延税金負債を認識する例外

(原則は、未分配利益について税効果を認識する)

・海外持分法適用会社が子会社

となった場合に、「子会社からの配当」が「子会社になった後の子会社の剰余金の持分の親会社の割合」を超える部分

について、税効果を認識しないという例外

・期中累計期間の損失額が年度の

予想損失額を超える場合は、累計

期中期間で認識される税務上の

便益は、年間の損失を基礎に決

定された税務上の便益を超えないという例外

コメント期限

公開草案に対するコメント

は、2020年6月30日まで受け

付けている。

その他の改正事項

また、その他の主な改訂は次の

とおりである。

・のれんの税務ベースの金額の

増大が、当初に帳簿上ののれん

が認識された企業結合に関

連しているのか、別個の取引

に関連するののかの評価を要

求する

・制定日を含む期中期間にお

いて、制定された (enacted)

税法または税率の変更の影響

を年間実効税率の計算に反映

することを要求する

適用関係

適用日は2020年12月16日

以降開始する期中期間と年度

あり、早期適用は認められる。

税務

国税庁長官・新春インタビュー——国税庁

星野次彦国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に応じ、2020年の抱負等を語った。

新年の抱負

税の意義や必要性等について広報し、申告や納税に必要な情報の提供に努めることはもとより、e-TaxなどICTを活用して、より便利によりスムーズに申告や納税ができる環境の整備に取り組んでいきたい。

確定申告

本年は、スマホ専用画面の利用対象者を、副業等の雑所得がある方などに拡大するとともに、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマホ等のe-Taxの利用も可能となる。

国税庁ホームページではAIを活用した税務相談チャットボットを導入した。本年3月末まで試験導入を行い、本格導入

につなげる予定である。

シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーなどの新たな分野の経済活動に的確に対応していくために、自発的な納税義務の履行を促す取組みや、経済活動のICT化・国際化に伴う新形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる。

消費税率引上げや軽減税率制度への対応

軽減税率制度の円滑な実施と

金融

現実味を帯びる英EU離脱のハードランディングシナリオ

イギリスの総選挙が2019年12月12日に投票され、与党・保守党が過半数を獲得した。この結果、2020年1月末でイギリスが欧州連合（EU）を離脱することが現実となった。

選挙の結果が判明した直後は、外国為替市場で英ポンドが対円、対ドル、対ユーロで一時的に上昇したものの、その後値を消す動きとなった。

定着に向け、記帳指導や事業者向け説明会の開催、「Q&A」公表などの対応を行ってきた。消費税の適正かつ円滑な転嫁についても政府全体で取り組んでおり、国税当局としても各種相談に対応していきたい。

大法人電子申告義務化への対応

国税庁では、法人の電子申告義務化の導入にあわせて、円滑に電子提出するための環境を整備することとしており、「提出情報等のスリム化」、「データ形式の柔軟化」といった施策に係るシステム改修等を進めている。

ジョンソン首相率いる保守党が総選挙で勝利したことは、通常であれば政権の安定化につながる出来事のはずだが、今後のEU離脱をめぐる現実を考えると不安材料も多いとされる。

まず北アイルランドとアイルランド共和国間の国境管理問題がある。かつてこの地域は、北アイルランド紛争のなか国境をめぐる対立があったが、

経理用語の豆知識



時価の算定に関する会計基準

時価の算定に関する会計基準によれば、時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格をいう、とされている。

時価の算定にあたっては、状況に応じて十分なデータが利用できる評価技法を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

評価技法には、たとえば、①マーケット・アプローチ（同一または類似の資産または負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法）、②インカム・アプローチ（利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法）、③コスト・アプローチ（資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法）が挙げられる。



内部統制監査における不正等への対応

監査人は、内部統制監査の実施において不正等（不正または法令に違反する重大な事実）を発見した場合には、経営者、取締役会および監査役または監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない。

また、内部統制監査において、監査人は、経営者の作成した内部統制報告書に重要な虚偽表示がないことについて監査意見を表明する責任を有しており、不正等が内部統制の有効性に及ぼす影響の程度についての評価を行う責任は、一義的には経営者にある。そのため、内部統制監査では、不正の発見をその直接の目的としているわけではないが、監査人が不正等が発見した場合には、内部統制の有効性に問題があることが予想されるため、経営者に報告するとともに当該事象に関わる内部統制の有効性評価への影響を検討する必要がある。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年12月18日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	分配時調整外国税相当額の控除制度や過大支払利子税制に関する事項に対応し、所要の整備を図ったもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/1912xx/index.htm	—
2019年12月20日	「記述情報の開示の好事例集」の更新	金融庁	投資家・アナリストから紹介を受けた開示例について、追加・更新したもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220.html	—
2019年12月20日	「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~(案)	金融庁	有識者検討会での議論を踏まえて改訂するもの。ESG要素等を含むサステナビリティをめぐる課題に関する対話における目的意識、議決権行使助言会社における体制整備等が盛り込まれている。コメント期限は2020年1月31日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220_2.html	—
2019年12月20日	令和2年度税制改正の大綱		与党「令和2年度税制改正大綱」を受けて閣議決定されたもの。連結納税制度の抜本的見直しやオープンイノベーションに係る投資減税、株式対価M&Aに係る課税繰延措置等が盛り込まれている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf	—

1970年代以降は欧州共同体（EC）、EUと、これまで単一市場のなかにあったため、双方の対立は緩和されてきた。しかし、イギリスがEUから離脱すれば、この50年近い歴史に終止符を打つことになる。国境管理をあらためて行うのは、北アイルランド紛争を再燃させるものとみられている。もう1つの問題は自由貿易協定（FTA）である。離脱後のイギリスは、EUや日本を含むその他の国々と個別にFTAを締結することになる。しかし、この交渉が移行期間

証券

新年、世界の株価回復はいつまで続くか？

2020年の幕が開けた。主要国の株式市場が昨年の終わりをいい形で迎えたため、世界の株式市場・株価は、しばらくは好調に推移するとみられている。

世界の株式市場は昨年晩秋頃から上げ基調となり、年末には一段と明るさを増した。この結果、主要国の株価は、昨年1年間にいわゆるN字型の推移をたどることとなった。年初から順

の終わる2020年12月末までに完了すると考えるのは非現実的との見方もある。自国第一主義を掲げるジョンソン首相が目指すFTAは、メイ前首相とは異なり厳しいとされるうえ、首相自身が移行期間終了期日の延長を考えていない旨を表明しているためだ。このため、ハードランディングのシナリオが、現実味を帯びてきているとされる。このような状況からすると、2020年の金融市場は、米中貿易戦争と並び、イギリスのEU離脱問題がさらに大きなリスクになるものと考えられる。

調な株価上昇が続いたが、年央に至って米中貿易摩擦激化の影響、世界経済の成長見通しの下方修正、各国企業の収益悪化などの情報が相次ぎ、株式市場では警戒感が強まった。

秋以降の株価は、アメリカを先頭に立ち直ってきた。米国経済は貿易摩擦のマイナスが懸念されたものの、景気は底固く、企業収益の落込みもそれほど大きくなかったとされる。しかし、

トランプ大統領は米連邦準備理事会（FRB）に対して利下げを要求、年後半には小幅ながら3度の政策金利下げが実現した。これが世界の金融政策の変化につながったとの見方もある。米株価は11月に史上最高値を更新した。アメリカに続いたのが日本、ドイツ、フランスなどの先進国である。秋相場にうまく乗り、年末に年間高値を更新する国が相次いだ。

中国、韓国、イギリスは、政治・経済に独自の難問を抱えており、昨年は世界の大勢とは異なる株価推移となっていたが、12月にこれら3国の株価は上昇に転じた。

新年の世界株式市場は明るい幕開けとの見方もあるが、株価のファンダメンタルズに好転の見通しはみられず、経済成長や企業収益には下方修正の懸念があるとみられている。

今年には米大統領選挙が行われ、トランプ大統領は再選を目指しているが、弾劾訴追、米中貿易協議、北朝鮮との非核化交渉など、取り巻く情勢は厳しいとされている。

このため、2020年の株式市場には不安材料が少なくないと思われる。